

10月定例教育委員会議事録

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
令和6年10月24日（木）午前10時00分～午前10時50分
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
出席者 清水教育長、藤森教育長職務代理者、祝委員、小林委員
今井委員、鈴木委員
- (3) 出席者及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名
小澤教育部長、鷹左右教育総務課長、堀内指導監、清水指導主事、
田丸生涯学習課長、平井学校給食課長、中澤中央図書館長、村松学術課長、
赤岡甲陵中・高等学校事務長、浅川教育総務課主幹、野口教育総務課主事
- (4) 出席した長及びその事務部局の職員の職氏名 なし
- (5) 教育長等の報告の要旨
 - ・ 9月教育長公務報告（清水教育長）
 - ・ 令和6年度9月補正予算の教育委員会関係予算（村松学術課長）
 - ・ 令和6年第3回市議会定例会の教育委員会関係の答弁について（鷹左右教育総務課長）
 - ・ 児童・生徒の受賞報告について（清水指導主事）
- (6) 会議に付した議案
 - 第1号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の一部を改正する条例について
原案の通り承認される
 - 第2号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則について
原案の通り承認される
 - 第3号 令和7年度採用北杜市立甲陵高等学校教員採用試験実施要項について
原案の通り承認される
- (7) 議題となった動議を提出した者の氏名 なし
- (8) 議事の概要及び議決事項 なし
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項 なし

議事録

議長	これより北杜市教育委員会10月定例会を開会する。
	2 傍聴人報告
教育長	会議に入る前に、本日の傍聴者について、事務局からの報告を求める。
事務局	本日、傍聴者は0名
	3 議事録署名委員指名
教育長	議事録署名委員に、今井委員、鈴木委員を指名する。
	4 前回議事録の承認について
教育長	前回議事録の承認については、皆様のお手元に届いている9月定例会について、承認でよろしいか。
委員	異議なし。
	5 教育長報告
教育長	9月の主な公務内容について説明。
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
	6 議事
	議案第1号
	北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の一部を改正する条例について
教育長	議案第1号「北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の一部を改正する条例について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第1号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
	議案第2号
	北杜市史跡梅之木遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則について
教育長	議案第2号「北杜市史跡梅之木遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局に説明を求める。

事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第2号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
議案第3号	
令和7年度採用北杜市立甲陵高等学校教員採用試験実施要項について	
教育長	議案第3号「令和7年度採用北杜市立甲陵高等学校教員採用試験実施要項について」、事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	第3号議案について、承認してよろしいか。
委員	異議なし。
7 その他	
その他(1) 令和6年度9月補正予算の教育委員会関係予算	
教育長	その他(1)「令和6年度9月補正予算の教育委員会関係予算」事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	日本遺産デジタルスタンプラリーはどのようにして行うのか。
事務局	スマートフォンに専用のアプリケーションを入れていただき、遺跡の場所に実際に行ってもらおう。行った場所でポイントを獲得することができ、全てのポイントを獲得したら景品がもらえるようにする。
教育長	他に何か質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
その他(2) 令和6年第3回市議会定例会の教育委員会関係の答弁について	
教育長	その他(2)「令和6年第3回市議会定例会の教育委員会関係の答弁について」事務局に説明を求める。
事務局	(資料により説明)
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	甲陵高校では、タブレット端末の貸与は何名の生徒に行っているのか。

事務局	3名の生徒に貸与している。
委員	「高等学校等1人1台端末購入支援給付金」は一人当たりいくら給付されるのか。
事務局	67200円を上限として、各家庭の所得状況によって給付額が変わる。
教育長	他に何か質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
	その他（3）児童・生徒の受賞報告について
教育長	その他（3）「児童・生徒の受賞報告について」事務局に説明を求める。
事務局	（資料により説明）
教育長	何か質問や意見はあるか。
委員	質疑なし。
教育長	その他になにかあるか。
委員	芸術鑑賞教室について質問。 小中学生のうちから実際にプロの方の芸術に触れることは貴重な機会であり大切なことだと考えるが、北杜市では今でも児童生徒を対象にした芸術鑑賞教室行っているのか。そして、北杜市独自の芸術鑑賞教室も開催されていると思うが、今年はどのような状況か。
事務局	児童生徒を対象にした芸術鑑賞教室においては、各小中学校に芸術分野の予算を付けているため、芸術に触れることができる環境は整えている。 北杜市独自の芸術鑑賞教室においては、北杜市・富士見町・原村の八ヶ岳定住自立圏の事業の一環として児童生徒を対象にした体験型のコンサートを実施する項目があるため、今年も児童生徒を対象にした芸術鑑賞教室を実施している。
教育長	その他になにかあるか。 他になければ、閉会とし進行を事務局に戻す。

(終了)